

令和5年11月7日(火)

於：西鉄グランドホテル

＜税務署長感謝状贈呈＞

受贈者 中村伸一 副支部長

＜協議会＞

1 税務署長挨拶

2 IT導入補助金について

【配付資料】

- ・サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金2023）（資料1）

3 議題

(1) 「税を考える週間」について

【配付資料】

- ・「税を考える週間」ポスター（資料2）

(2) 年末調整関係書類コーナーの設置について

(3) 「扶養控除等の見直しについて」の発送について

【配付資料】

- ・「扶養控除等の控除誤りの見直しについての留意事項」（資料3）

4 新・転入会税理士の紹介

5 その他

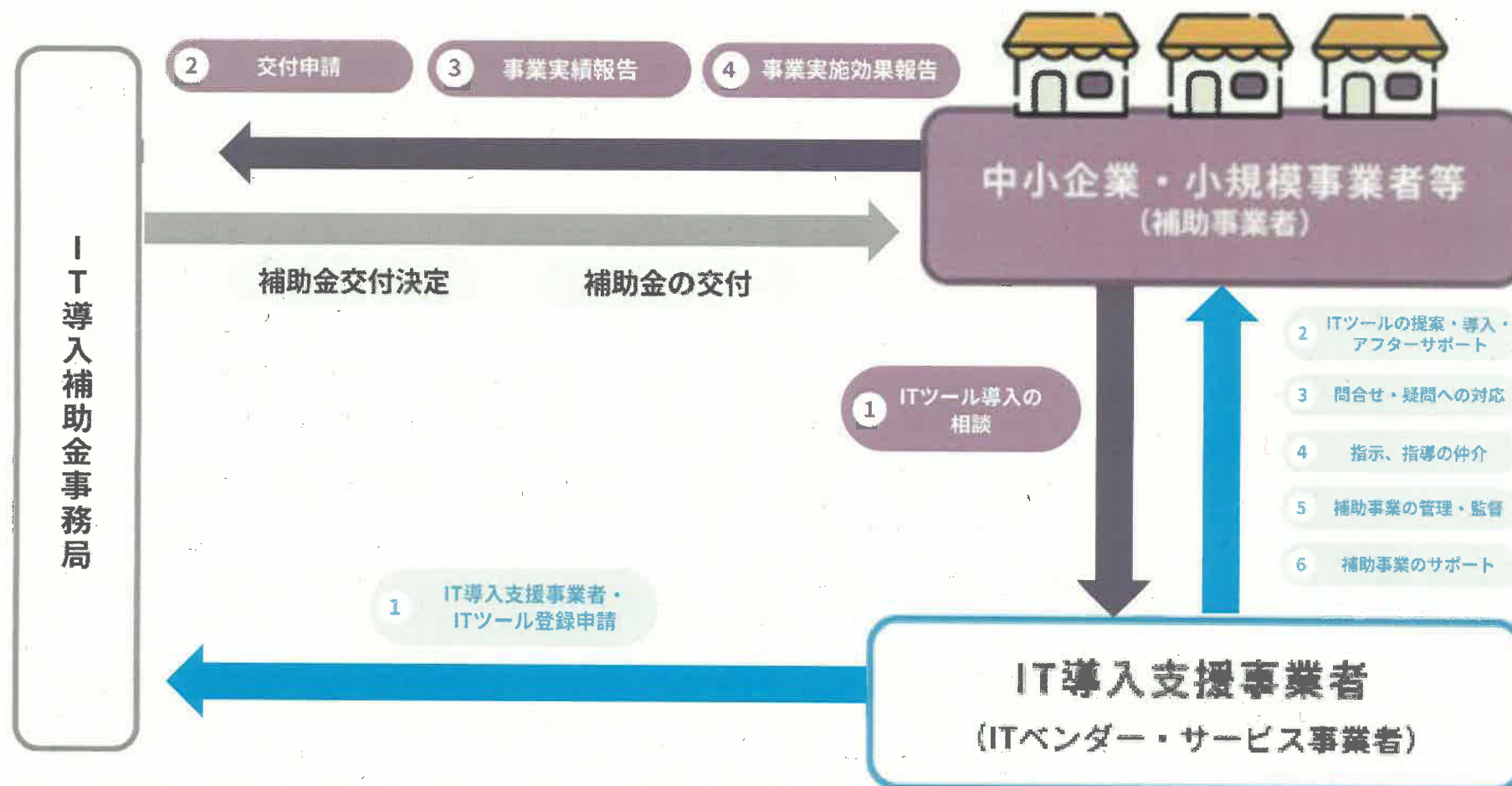
サービス等生産性向上IT導入支援事業 (IT導入補助金2023)

2023年10月

経済産業省 九州経済産業局
情報政策課 デジタル経済室

- IT導入補助金は、中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化やDX等に向けたITツール(ソフトウェア、サービス等)の導入を支援する補助金。

IT導入補助金のしくみ



中小企業・小規模事業者

※医療法人・社会福祉法人、学校法人、商工会・商工会議所、財団法人、社団法人、特定非営利活動法人も対象

業種・組織形態	資本金	従業員
	(資本金の額又は出資の総額)	常勤
製造業、建設業、運輸業	3億円	300人
卸売業	1億円	100人
サービス業（ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業を除く）	5,000万円	100人
小売業	5,000万円	50人
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3億円	900人
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円	300人
旅館業	5,000万円	200人
その他の業種（上記以外）	3億円	300人

資本金・従業員規模の一方が、
右記以下の場合対象（個人事業を含む）

- 対象となるITツール(ソフトウェア、サービス等)は事前に事務局の審査を受け、補助金HPに公開(登録)されているもの。
- 相談対応等のサポート費用やクラウドサービス利用料等も補助対象に含まれます。

IT導入補助金2023
令和4年度第二次補正サービス生産性向上IT導入支援事業

IT導入補助金とは > IT導入補助金 事業スケジュール > 資料ダウンロード > よくある質問 > お問い合わせ・相談窓口 > メニュー一覧

ITベンダー・サービス事業者の登録はこちら

IT導入補助金をお申込みされる中小企業・小規模事業者等の皆様

IT導入補助金について > 新規申請・手続きフロー > 関連施策一覧 > ITツール活用事例 > ITツール検索

ホーム > IT導入支援事業者・ITツール検索 (コンソーシアム含む)

IT tool search

IT導入支援事業者・ITツール検索 (コンソーシアム含む)

■ IT導入支援事業者 (コンソーシアム含む)・ITツール検索では、「IT導入補助金2023 (後期事務局)」において、事務局より採択を受けている「IT導入支援事業者及びITツール」を検索することが可能です。

■ 「IT導入補助金2023 (前期事務局)」にて採択済、かつ後期事務局での登録手続き済の「IT導入支援事業者及びITツール」については順次更新中につき、検索結果に表示されない場合がございます。

■ IT導入支援事業者として採択されている場合でも、登録済のITツールが無い場合は、検索結果には表示されませんのでご注意ください。

■ ITツールの検索結果一覧には、各カテゴリのうち「大分類Ⅱ (オプション)」・「大分類Ⅲ (役割)」は含まれませんのでご注意ください。

■ ITツールの検索結果一覧には、PC・タブレット・プリンター・スキャナー・複合機は含まれませんのでご注意ください。

■ 販売予定ありの事業者を検索することは可能です。

※ IT導入支援事業者に関する情報は、申請者 (中小企業・小規模事業者等) がITツール購入に際しお問い合わせに利用するために開示しております。本手法以外の目的で利用しないようご注意ください。

お名前検索

条件検索

法人名・幹事社名

ツール名



IT導入支援事業者・
ITツール検索

申請類型 目的に応じた「枠組み」から補助金を申請することができる。

通常枠（A・B類型）

業務のデジタル化を目的としたソフトウェアやシステムの導入。

補助額

A類型（補助率1/2以内）

5万円以上150万円未満

B類型（補助率1/2以内）

150万円以上450万円以下

デジタル化基盤導入類型

複数社連携IT導入類型※1

会計ソフト、受発注ソフト、決済ソフト、ECソフトに補助対象を特化。
複数の中小企業・小規模事業者のみなさまが連携してITツールを導入し、生産性の向上を図る取り組みにも対応。

補助額（基盤導入経費）

ソフト ウェア 等	補助率 3/4	(下限なし)~ 50万円以下
	補助率 2/3	50万円超 350万円以下
ハード ウェア	補助率 1/2	30万円以下※2

セキュリティ対策推進枠

サイバーインシデントを防止するセキュリティ対策強化支援。

補助額

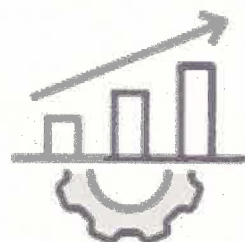
サービス利用料の1/2以内

5万円以上100万円以下

※1 複数社連携IT導入類型の場合、補助対象が「基盤導入経費」に加え、「消費動向等分析経費」と「参画事業者の取りまとめに係る事務費・専門家費」まで拡大されます。

※2 ハードウェア購入費用の内、交付される補助額はPC・タブレット・プリンター等に該当する費用に対して10万円を上限とし、POSレジ・券売機等に該当する費用に対して20万円を上限としており、最大で合計30万円を上限として交付がされます。

通常枠



通常枠（A・B類型）

自社の課題にあったITツールを導入し、
業務効率化・売上アップをサポート

補助額

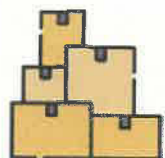
A類型（補助率1/2以内）

5万円以上150万円未満

B類型（補助率1/2以内）

150万円以上450万円以下

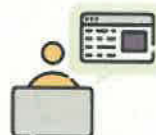
中小企業・小規模事業者等のみなさまが自社の課題やニーズに合ったITツールを導入する経費の一部を補助することで、みなさまの業務効率化・売上アップをサポートするものです。



供給・在庫・物流



総務・人事・
給与・労務



顧客対応販売支援

セキュリティ対策推進枠



セキュリティ対策推進枠

高まるサイバー攻撃事案の潜在リスクを踏まえ、
サイバーインシデントが引き起こすさまざまなリスク
低減を支援

補助額

サービス利用料の1/2以内

5万円以上100万円以下

中小企業・小規模事業者等のみなさまがサイバーインシデントが原因で事業継続が困難となる事態を回避するとともに、サイバー攻撃被害が供給制約や価格高騰を引き起こす潜在的なリスクや生産性向上を阻害するリスクを低減することを目的としています。



デジタル化基盤導入枠



デジタル化基盤導入枠 (デジタル化基盤導入類型)

会計ソフト、受発注ソフト、決済ソフト、
ECソフトに特化し労働生産性の向上をサポート

補助額

ソフトウェア等		補助率3/4以内	(下限なし)~50万円以下
		補助率2/3以内	50万円超350万円以下
ハードウェア	PC、タブレット等	補助率1/2以内	10万円以下
	レジ、券売機		20万円以下

中小企業・小規模事業者等のみなさまが導入する会計ソフト・受発注ソフト・決済ソフト・ECソフトの経費の一部を補助することで、インボイス対応も見据えた企業間取引のデジタル化を推進することを目的としています。



会計ソフト



受発注ソフト



決済ソフト



ECサイト



PC/ハードウェア

デジタル化基盤導入枠 (複数社連携IT導入類型)

業務上つながりのある「サプライチェーン」や、特定の商圏で事業を営む「商業集積地」に属する複数の中小企業・小規模事業者等が連携してITツールを導入し、生産性の向上を図る取り組みを支援。



地域DXの実現や、
生産性の向上を図る取組みを支援

補助額

基盤導入経費:補助率3/4以内 50万円以下 (下限なし)	3,000万円以下
補助率2/3以内 50万円超~350万円	
事務費、専門家費 補助率2/3以内	200万円以下※

※補助上限額は、(基盤導入経費の合計額)×10%×(補助率2/3)もしくは200万円のいずれか小さい額

デジタル化基盤導入枠 (商流一括インボイス対応類型)



インボイス制度に対応した受発注システムが対象

受発注システム

補助額

中小企業・小規模事業者等が申請する場合:補助率2/3以内
その他の事業者等が申請する場合:補助率1/2以内

(下限なし)~350万円以下



1. 本事業への理解



IT補助金ホームページで、補助金の制度についての理解を深める。

2. IT導入支援事業者と導入したいITツールを選定



IT導入支援
事業者

ITツール

事務局に登録されたIT導入支援事業者とITツールを選定。
※事前発注しないように注意！

3. 申請事前準備



申請には、①gBizIDのアカウント取得と、②IPA「SECURITY ACTION」の宣言、③みらデジ経営チェックの実施が必要。

4. 交付申請



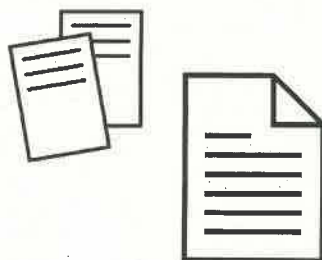
交付申請書は、IT導入支援事業者と補助金申請者が協力して作成することが必要。

5. 発注・契約・支払い (補助事業の実施)



事務局からの『交付決定』後、IT導入支援事業者と契約締結。ITツールを導入。

6. 事業実績報告



ITツール導入後、IT導入支援事業者と協力し、事業実績報告書を作成。

7. 補助金交付手続き



申請マイページから、補助金交付手続きを実施。

8. 事業実施効果報告



事務局に事業の実施効果（生産性向上率等）を報告。報告回数は申請枠毎に異なる。

交付決定後の手続き



介護業

勤怠管理と請求業務効率化システムを導入



卸・小売業

販売管理で経営に関する情報の一元管理



医療

電子カルテシステム導入で診療効率向上



宿泊業

複数の宿泊予約サイトを一元管理



建設業

3次元CADの活用で提案力が向上



製造業

RPAの活用で業務時間を大幅削減



士業

クラウド顧客管理ツールを導入



経営コンサルタント業

RPAの導入により単純な事務作業を自動化。



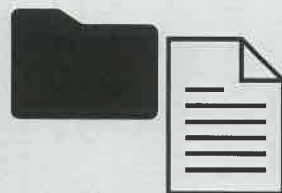
運送業

輸送運行管理、給与計算が一元的に行えるツールの導入。

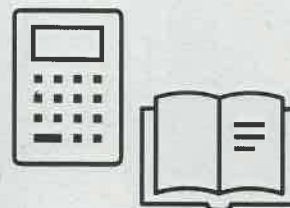
税務業務等に活用可能なツール



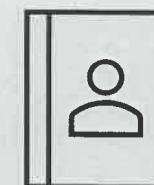
クラウド申告ソフト
確定申告をオンラインで可能に



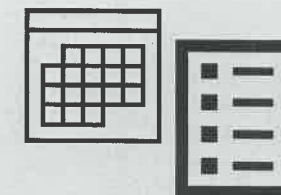
各種申告書作成ソフト
e-TAX対応ツールも多数



帳簿作成ソフト
クラウド会計では、
顧客との情報共有も簡単に



顧客管理ツール
顧問先の情報整理



タスク管理ツール
作業進捗管理状況管理
顧客とも共有可能

インボイス対応のツール（デジタル化基盤導入枠）



会計ソフト



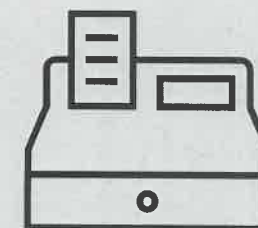
決済ソフト



受発注ソフト



ECソフト



POSレジ・券売機

インボイス対応ツールの機能（例）

- 請求書等にインボイス発行に必要な事項を記載ができる。
- 取引先ごとに課税・免税の識別ができる。
- インボイス制度対応の受注・発注・在庫・売上管理、帳票出力機能を備えたECサイト。

事例紹介

藤井貴公認会計士・税理士事務所

会計・税務・経営のアドバイス
を行う会計・税理士事務所

所在地：千葉県千葉市
創業：2016年9月
資本金：なし
従業員数：パート1名
<https://fujii-kaikei.tkcncf.com/>

● IT導入のきっかけ

開業時、安価で利用可能なシステムを導入。
顧客等の情報や従業員との業務の共有ができないことが課題に。

● 取り組み

課題解決のためITツールの検討を開始。
TKCや同業者からのアドバイスで、OMSクラウドの導入を決意。

● 効果

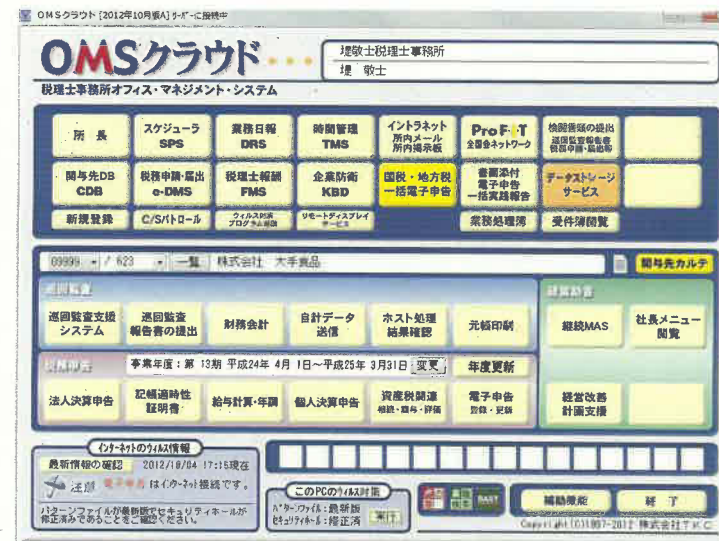
顧客情報の管理が簡素化・連動化され、勤務時間が短縮。
クラウド導入により、情報共有も効率化・円滑化！

- ✓ 顧客データや顧客情報をクラウド環境で一元管理できるため、顧客情報の管理が大幅に簡素化。また、当該データや情報が関連するシステムに連動するため、情報入力の重複が避けられ、勤務時間が短縮。
- ✓ IT導入後にパート社員を採用。クラウドツールが導入されていたため、情報共有が効率化・円滑化。
- ✓ IT導入支援事業者からOMSクラウドに関する機能の説明、実務運用面でのサポートがあり、導入後の戸惑いもない。
- ✓ 今後は、仕訳連携機能の活用による仕訳入力業務の効率化、部門別会計の採用による顧客ごとの採算管理、クラウド環境による情報の共有化を目指すため、財務会計システム FX4クラウドの導入を検討中。



導入したITツール

OMSクラウド：(株)TKC
※税理士事務所オフィス・マネジメント・システム
顧客データ・顧客情報の一元管理機能、国
税・地方税の電子申告業務機能、電子申告
データ一括送信機能、電子証明書等の有効
期限確認機能などを有する



画像：TKC Webサイト

事例紹介

福留聡国際会計アドバイザー株式会社

法人・個人事業主等に対し、税務・会計アドバイザー業を提供。

所在地：東京都新宿区
創業：2016年2月
資本金：100万円
従業員数：1名
<http://cpasatoshifukudome.biz/>

● IT導入のきっかけ

会計ソフトによる業務効率化が図れず、多大な記帳時間が発生。
税務申告・会計ソフトが連携しておらず、データ連携作業も発生。

● 取り組み

クライアントからツールの利用要望を受け、ツールを認知。
クライアントと同じソフトを使用するため、利用開始を決意。

● 効果

入力作業が自動化され、他のサービスに時間をさけるように。
結果、クライアント数が増加し、売上増加・原価低減・粗利増加！

- ✓ インターネットバンキング・クレジットカード等の電子データや、通帳のコピーをもとにした入力作業を自動化。また、銀行・カード口座とシステム連携することで、データ入力 が自動連携され、税務サービスの効率化が可能に。
- ✓ 記帳作業・申告作業の時間を大幅に削減できたため、税務の日常の質問や資金調達のアドバイス等、顧客に向き合う本来業務に時間を活用。また、より多くのクライアントに対応することができ、売上増加・原価低減・粗利増加に繋がった。
- ✓ IT導入補助金と別に、給与計算や年末調整業務を効率化できる人事労務のシステムも活用。今後さらに会計データだけでなく、給与データや領収書データとの連携にも取り組み、入力業務の完全自動化を図りたい。



導入したITツール

クラウド会計ソフトfreee、クラウド申告freee
：freee(株)

クライアントの会計帳簿作成・管理機能、電子データ取り込み機能、法人税申告書等作成機能などを有する。

データで見る土業

数字を扱う土業におけるIT導入効果は非常に大きな結果が得られています。

生産性：**20.34%**向上

勤務時間：**4.63%**削減

平成28年度補正 サービス等生産性向上IT導入支援事業
事業実施効果報告より

IT導入補助金 2023

サービス等生産性向上IT導入支援事業

後期事務局ポータルサイト

<https://it-shien.smrj.go.jp/>


■IT導入補助金2023スケジュール

通常枠 セキュリティ対策推進枠		デジタル化基盤導入枠 (デジタル化基盤導入類型)			
1次～7次募集は終了		1次～11次募集は終了			
7次締切	10月30日(月)	10次締切	10月16日(月)	13次締切	11月27日(月)
8次締切	11月27日(月)	11次締切	10月30日(月)	14次締切	12月11日(月)
9次締切	12月25日(月)	12次締切	11月13日(月)	15次締切	12月25日(月)

<問い合わせ先>

九州経済産業局 地域経済部 情報政策課 デジタル経済室

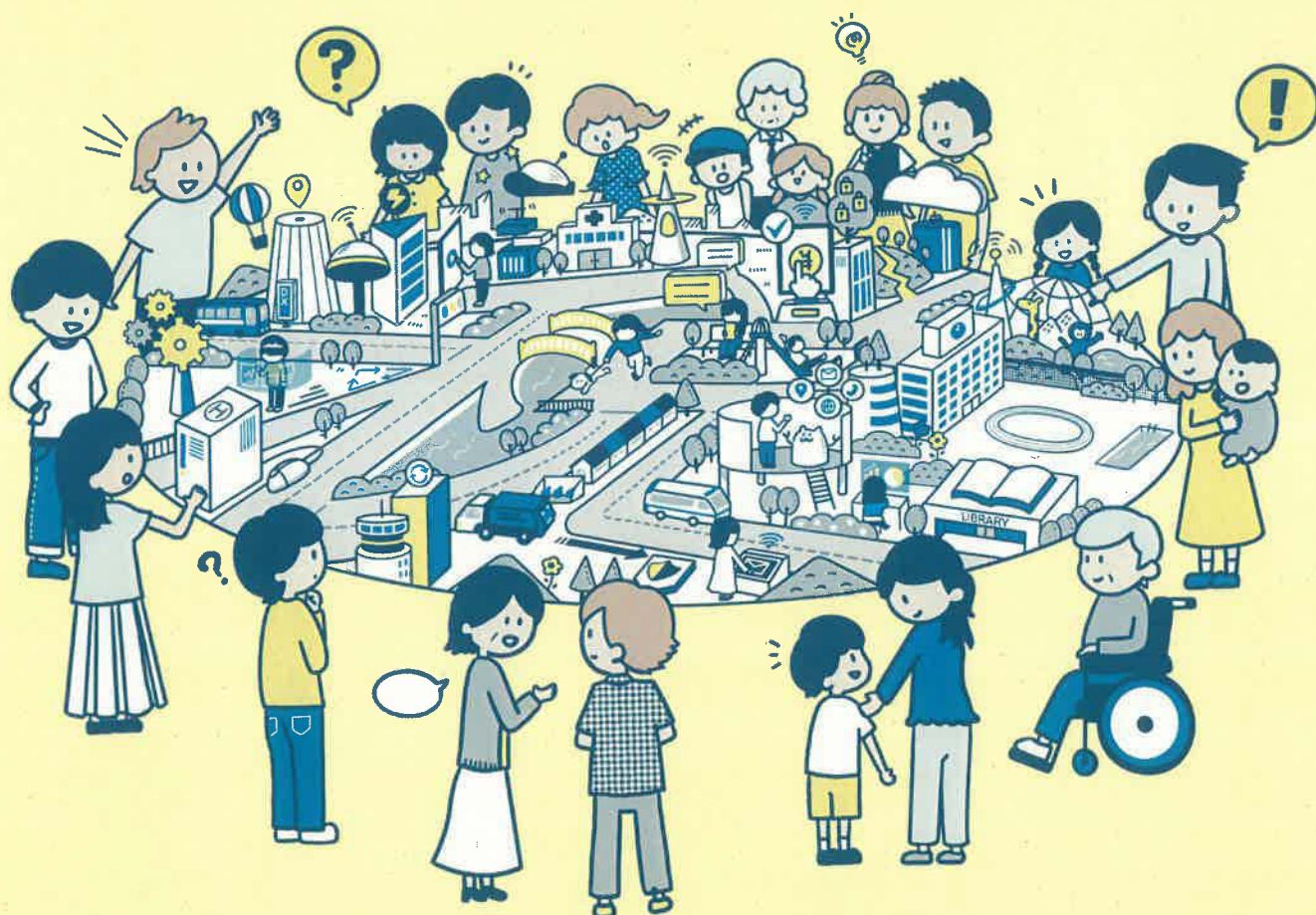
電話：092-482-5552

Email：bzl-kyushu-iot@meti.go.jp

税を考える週間

11月11日～11月17日

～これからの社会に向かって～



私の納税が、私たちの生きる未来をつくる。

税務行政DX

進めています、税のデジタル化
始まっています、インボイス制度



スマホで
確定申告

自動入力で
年末調整・確定申告

キャッシュレスで
納付

オンラインで
納税証明書

経理もデジタル化
電子帳簿保存

チャットボットで
相談

税を考える週間



国税庁

<https://www.nta.go.jp>

法人番号
7000012050002

リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

扶養控除等の控除誤りの見直しについての留意事項

1 見直しの処理手順

(1) 受給者の確認準備

受給者氏名欄に記載されている方の給与台帳、年末調整関係資料及び源泉徴収票などを用意し、確認の準備をしてください。

併せて「扶養控除等の見直しに関するお知らせ」を受給者に配付してください。

(2) 誤りがあるのではないかと考えられる控除対象者についての確認

控除対象者（以下「見直し確認対象者」といいます。）の誤り年分の所得金額等の確認を行ってください。

- ・ 誤りの内容に応じて、所得金額の確認、扶養控除等各種控除の適用要件及び控除金額の確認をお願いします。

- ・ 所得金額については、見直し確認対象者の課税（所得）証明書（各市区町村発行のもの）、源泉徴収票、確定申告書（控）等により確認をお願いします。

なお、課税（所得）証明書については、「年分」と「年度」の違いにご注意ください。

※ 証明書を請求できる者は、原則として所得者本人となります。親族が代理で請求を行う場合等の手続きについては、各市区町村にお尋ねください。

※ 令和4年分の所得金額を確認する場合は、「令和5年度の所得証明書」により確認することとなります。

※ 各種控除の適用要件及び控除金額の確認に当たっては、特定扶養親族、寡婦（夫）、老人扶養親族などに該当しているかどうかの確認をお願いします。

※ 特定扶養親族であれば、令和4年分の所得税については、平成12年1月2日から平成16年1月1日までの間に生まれた人をいいます。

※ 年齢16歳未満の扶養親族（年少扶養親族：令和4年分では平成19年1月2日以降の誕生日の方）の扶養控除が廃止されています。

(3) 控除誤りが確認された受給者の年末調整の再計算

控除誤りが確認された受給者について、年末調整の再計算を行ってください。

なお、控除誤りが確認された受給者については、記載されている誤り年分に限らず、過去3年間（令和4年分、令和3年分及び令和2年分）について確認をお願いします。

(4) 不足税額の徴収

上記(3)により計算された年税額と当初計算の年税額との差額を受給者から徴収してください。

(5) 源泉所得税の納付

上記(4)により徴収した不足税額を、同封の「徴収高計算書（納付書）」により金融機関窓口にて納付してください。

納付書は該当年分ごとに1枚ずつ使用し、「年末調整による不足税額（04）」欄にその各年分の合計額を、「納期等の区分」欄に各年の「年」を記載して納付してください。

(6) 扶養控除等の見直し結果回答書（税務署提出用）の提出

見直した結果について、回答書に納付（予定）年月日を忘れずに記載の上、業務センターに提出してください。

なお、既に自主的に是正を行っている場合や、源泉徴収票の記載誤り等により是正を行う必要がない場合でも、その旨を回答書の「備考」欄に具体的に記載してください（裏面に記載例があります。）。

2 関連する他の各種控除のチェックについて

上記1（見直しの処理手順）において控除誤りが確認された場合は、関連する他の各種控除（配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、障害者控除、寡婦（夫）控除、ひとり親控除、勤労学生控除）への影響についても、ご確認願います。

見直し結果回答書及び納付書の記載方法については、裏面をご参照ください。

1 「扶養控除等の見直し結果回答書」の記載例

裏面

扶養控除等の見直し結果回答書

年 月 日

〇〇 税務署長殿

整理番号 (00123456)

氏名(名称) 〇〇商事 株式会社

担当者名 国税太郎

電話番号 092-123-4567

内線(1234)

住所(所在地) 〇〇市〇〇1-1-1

関与税理士名

同 電話番号

受給者 番 号	誤り 年分	受給者氏名	誤りがあると考えられる控除対象者に関する事項			見直しにより追加納付する税額				備 考
			氏 名	控除の種類	誤りの内容	R4年分	R3年分	R2年等	合 計	
0001	R4	〇〇 太郎	〇〇花子	配偶者特別控除	配偶者特別控除額	15,600	誤りなし	誤りなし	15,600	R3年R2年 収入無
0002	R4	△ 次郎	△ 一	扶養控除	所得超過	38,700	誤りなし	誤りなし	38,700	R4年4月か 就職
計 2 名						54,300			4,300	

- ※ 1 見直しの結果、受給者の申告に誤りがない場合は、その理由を「備考」欄に記載してください。
 2 「見直しにより追加納付する税額」の「R2年等」には、R2年及びR2年以前の誤りの合計を記載してください。
 3 平成25年1月1日以後に生ずる所得から徴収する源泉所得税には、復興特別所得税を含みます。

見直しの結果、追加納付する税額の納付(予定)年月日等を記載してください。

上表の「見直しにより追加納付する税額」は、令和〇年〇月〇日に

〇〇銀行 本店・本所
 金庫・組合 出張所
 農協・漁協 △△支店・支所
 税務署
 郵便局窓口・ゆうちょ銀行

で 納付しました。
 納付する予定です。

(1)枚のうちの(1)枚目

「備考」欄の記載例

(1) 受給者が既に退職済の場合

→「令和〇年〇月〇日退職。
 退職時の住所△△△△」

(2) 既に是正済の場合

→「〇年分是正済」、「令和〇年〇月〇日納付済」等

(3) 受給者が既に確定申告により、是正済の場合

→「△△税務署へ令和〇年〇月〇日確定申告済」

誤りのなかった年分については、誤りなしと記載した上、備考欄にその理由を記載してください。

年末調整再計算の上、誤りのあった年分の追加納付する税額を記入してください。

2 納付書の記載例

令和 〇〇 税務署 00012345 120 00123456

区分	支払年月日	人員	支払額	税額
俸給・給料等				
賞与				
日雇労働者				
退職手当等				
税理士等報酬				
役員賞与				
確定年月日				

(電話) 092-123-4567

〇〇市〇〇1-1-1
 〇〇商事 株式会社

扶養控除等は正分

納期等の区分
 令和 年 月
 0412
 支払分源泉所得税

年末調整による不足税額 54300
 年末調整による超過税額 ▲
 本 税 54300
 延滞税
 合計額 ￥54300

(領収日付印)

「納期等の区分」欄には、12月が記入してあります。見直しにより追加納付する年分を記載してください。

「年末調整による不足税額」「本税額」「合計額」欄に追加納付する税額を記入してください。

(今回送付した納付書は、他の目的では絶対に使用しないでください)